

かりゆし大正FC

総合パンフレット2019



ホームページアドレス



かりゆし大正FC

検索

設立趣旨

ここ大正区には、4つの公立中学校がありますが、長年どの中学校にもサッカー部がない状態が続いています。

せっかく小学校の時に経験していても、また、中学校からサッカーを始めようとしても大正区内では不可能なのです。サッカーをしたい中学生や、させたい保護者の方は、どうしても区外のクラブチームに行くしかありません。学校から帰ってすぐ大正駅に向かい、練習を終えて大正駅に着くのは午後10時前後というのもざらではないと聞きます。

それなら、「いっそのこと大正区にクラブチームを作ろう！」というのが私たちの思いです。

チーム名

大阪市大正区は古くから沖縄県出身の方々が多くお住まいしています。日本国内で最も沖縄県出身者が多く、「リトル・オキナワ」と呼ばれているのが、ここ大正区です。そこで、琉球語で「かりゆし」という言葉を冠した【かりゆし大正】というチーム名にしました。「かりゆし」とは「縁起がよい、めでたい」という意味ですので、わがチームが幸運でいっぱいになればと願っています。

チームカラー

正ユニフォーム

レッド☞ 花の色 つつじ(大正区の花)／ハイビスカス(沖縄の花)

副ユニフォーム

ブルー☞ 水の色 大正区は川(内港)に囲まれている／沖縄の海

エンブレム(表紙参照)

沖縄の魔除け「シーサー」です。

「シーサー」は古代インドの言葉、サンスクリット語では「シンハー」と発音し、古代オリエントの「ライオン」を意味します。魔よけのシーサーに守られながら強いこどもたちに育てるためにとの願いを込めました。

かりゆし大正FC規約

2018年4月施行

第1条【名称】

本クラブは、かりゆし大正FCと称します

第2条【所在地】

本クラブは、大阪市大正区泉尾1-33-26に所在地を置きます。

第3条【設立趣旨】

本クラブは、大正区内の中学生にサッカーのできる環境を提供するために設立します。

第4条【目的】

本クラブは、サッカーを通じて心身ともに健全で健康な人間育成をめざします。

第5条【入会資格】

本クラブに入会できる方は、別に定める資格に該当する健康な方で、本クラブの設立趣旨に賛同していただける方とします。

第6条【入会手続き】

本クラブに入会を希望する方は、第5条【入会資格】を得、所定の入会手続きをおこない、定められた期間内に登録料及び活動費等を納入し、必要物品を購入していただきます。

第7条【指導日時】

本クラブの会員は別に定められた曜日及び時間に指導を受けることができます。

第8条【休業】

本クラブが指定する休業日、または、その他やむを得ない事由が発生した場合に休業することがあります。

第9条【指導内容】

本クラブは、かりゆし大正FC指導方針を基本に、各クラスに応じた指導方法を計画し、それらに基づく指導をおこないます。

第10条【活動費】

本クラブの会員の活動に関する費用は所定の方法で納入していただきます。納入後の返還はいかなる場合もいたしません。

第11条【退会】

本クラブを退会する場合は、所定の「退会届」の提出によるものとします。

第12条【会員資格の喪失】

本クラブの会員が次の事項に該当する場合、会員資格を失うものとします。

- ①活動費を滞納したとき。
- ②本規約及びそれに付随する事項に違反したとき。
- ③他の会員との協調性を著しく欠く、あるいは、指導及び運営の秩序を乱したとき。

第13条【傷害などの補償】

本クラブの会員が、活動中に身体上の傷害を負った場合、その活動に対して指導者の指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本クラブが加入するスポーツ安全保険の適応範囲内で補償します。

第14条【免責事項】

本クラブは、会員の活動等に伴って発生した、盗難などの事故につきましては、一切の責任を負いません。

第15条【諸費用】

本クラブの、活動費などの諸費用につきましては、経済の変動に伴い変更します。

第16条【その他】

本クラブの、規約、規定に定めのない事項及び管理運営に必要な事項は別途定めます。

第17条【改訂】

本クラブは、必要に応じて本規約を改訂できるものとします。

第18条【効力】

本規定は、平成30(2018)年4月1日より、効力を生じるものとします。

規約詳細

1. 目的

- (1) サッカーを通じて、正しい人格形成の獲得を目指します。
- (2) 一生涯サッカーを楽しめる土台作りを図ります。
- (3) ユース年代で活躍できる選手の育成に努めます。

勝つことよりも育つことをモットーに

2. 目標

- (1) 正しい態度[あいさつ/時間/姿勢]の定着を目指します。
- (2) パーフェクトスキルの完成を最優先し、戦術につなげます。
- (3) 基本的戦術能力[個人/グループ/チーム]の理解を目指します。
- (4) 心肺機能(呼吸・循環器系)能力を向上させます。

3. 活動費

ボランティアチームではありますが、トレーニングに使用する道具類の購入や指導者からの持ち出しを防ぐためには、どうしても活動費の徴収が必要になってきます。年度末には会計報告をします。

1カ月に2,000円徴収します

※徴収方法＝毎月5日までのトレーニング時にトレーニング会場まで会費徴収封筒に活動費を入れたうえで持参ください。選手(お子さま)に持参させても結構ですが紛失時の責任は負いません。会費徴収封筒に領収印を押印して返却します。

4. 活動費の支出項目について

上記の活動費から支出される主な項目は以下の通りです。

- ①大会参加費 ②審判資格取得費及び更新費
- ③指導者ライセンス取得費及び更新費 ④指導者分宿泊費及び交通費
- ⑤トレーニング用具購入費 ⑥グラウンド使用料 ⑦広報・通信費
- ⑧その他

上記以外に個人負担にて必要な主な項目は以下の通りです。

- ①ユニフォーム等購入費 ②交通費・宿泊活動費
- ③練習着・シューズ・ボール等購入費

5. その他

- 1) スポーツ安全保険への加入はチームとして正式に発足するまではいたしません。当然、ケガの場合応急処置などできることはいたしますが、通

院が必要な場合は、各自加入の保険での対応をお願いします。

- 2) トレーニング及びゲームへの出欠については、通学される学校の、テスト及び行事などによって参加することに困難が生じた場合、出欠につきましては各ご家庭の判断に一任します。ただし、必ず指導者まで連絡してください。
- 3) 遅刻・早退につきましても、2)と同様の考え方をします。
- 4) 各大会等に参加する場合に人数制限をする、また、同時に2つのゲームをこなす場合2つのチームに分割する場合があります。これは、選手の人格を否定するものではありません。この年代における個人差に基づいて決定するものです。将来にわたって成長する中の一場面として捉えて指導しますのでご理解ください。

週間活動予定

曜日	火曜日	木曜日	金曜日
時間	17:00~19:00	19:00~21:00	17:00~19:00
場所	三軒家球場	三軒家東小体育館	三軒家球場
内容	サッカー	フットサル	サッカー

※活動時間に更衣・後片付け等を含む。

※月曜日及び水曜日は休業日とする。

※土曜日・日曜日・祝日はゲームをいれることがある。

※必ず飲料水や着替え、タオル等、健康面衛生面での配慮をすること。また、活動内容が「サッカー」の場合はサッカーボールとサッカーシューズ(トレーニングシューズ可)、「フットサル」の場合はフットサル用ボールとフットサル用シューズ(体育館シューズ可)を準備すること。